

陳 情 回 答 綴

(陳情第 3 号～第 14 号)

令和 6 年第 1 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第	3号	行政にかかる諸問題について……………	1
陳情第	4号	能登半島地震の復興支援について……………	2 3
陳情第	5号	行政にかかる諸問題について……………	2 5
陳情第	6号	自治会活動について……………	3 7
陳情第	7号	障害者施策の充実について……………	3 9
陳情第	8号	新型コロナウイルスワクチンについて……………	4 1
陳情第	9号	堺環濠都市北部地区について……………	4 3
陳情第	10号	西除川周辺整備について……………	4 5
陳情第	11号	公共交通について……………	4 7
陳情第	12号	公共交通について……………	4 9
陳情第	13号	公園について……………	5 1
陳情第	14号	放課後施策について……………	5 3

番 号	陳情第3号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	3月25日
<p>(審査結果)</p> <p>第6項</p> <p>広報さかいに掲載している「議会のうごき」は、本会議や委員会において議論した事項をできるだけ詳しく掲載するとともに、重要な議案に対する会派等別の賛否の一覧を掲載するなど、内容の充実を図っています。</p> <p>令和5年11月号の「議会のうごき」に関するご指摘について、記事を掲載した議案は、議員提出議案として提案されたものであり、また、議会運営委員会において、本市議会として重要な議案であるとの位置づけから、先述の議案に対する会派等別の賛否を広報の掲載対象とすることが決定されたことから掲載したものです。ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、「議会のうごき」の紙面ですが、二次元コードを掲載して情報にアクセスしやすいよう工夫するなど、印刷媒体よりも即時性に対応した情報発信を行っています。また、令和6年2月号からは、掲載記事についてその内容や議員の発言、審議結果が分かりやすく伝わるよう、紙面レイアウトの工夫を行いました。</p> <p>今後とも、広報さかいや堺市議会ホームページなどの媒体をとおして、市民の皆様に議会情報をより一層分かりやすくお伝えするよう努めてまいります。</p>	

番 号	陳情第3号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（政策企画部）（建築都市局都心未来創造部）（文化観光局観光部観光企画課）</p> <p>2025年大阪・関西万博の開催は、経済、文化、社会等あらゆる面において、大阪・関西のみならず、日本全体にとって更なる飛躍の契機となるものです。現在、2025年の開催に向けて、国や国際博覧会協会、地元自治体である大阪府・大阪市が連携・協力し、着実に準備が進められていると認識しています。</p> <p>大浜北町市有地では、水辺の魅力を活かした交流空間の形成を目的とし、民間施設である宿泊施設や商業施設等と公共施設である歩行者デッキ等を一体的に整備する事業として取り組んでいます。公共施設整備は概成しつつあり、民間施設は工事に着手し、令和6年度中の工事完了に向け、取組を進めています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により履行延期していた令和3年5月分から令和5年3月分までの賃料については、事業者と協議をし、2年間で返済する納付計画に基づき返済されています。引き続き納付計画どおりの返済を求めます。また、令和5年4月分以降の土地貸付料については、契約どおり納付されています。</p> <p>また、本市では伝統産業等をはじめ堺の持つ類いまれな歴史を発信することで、国内外からの来訪者を堺に誘客し、観光や宿泊等を通じて地域経済の活性化に繋げる取組を進めています。</p> <p>今後とも、社会経済情勢を注視し、市民の皆様の暮らしを守る取組の推進に努めます。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（広報戦略部広報課）</p> <p>「広報さかい」では、「市政トピックス」や「特集面」で、セーフティネット情報をお伝えしています。</p> <p>令和5年11月号では「医療的ケア児の支援情報」、「新型コロナワクチン情報」を、12月号では「新型コロナウイルス関連情報」を、令和6年1月号では「堺市住民税非課税世帯臨時特別給付金情報」を、2月号では「令和6年能登半島地震に関する支援情報」を取り上げました。</p> <p>今後も市政情報を大きく取り上げる紙面で、市民の方の暮らしを守るセーフティネット情報を掲載し、大切な情報が得られずに、取り残される方がいないよう、全戸宅配の広報紙でしっかりと掲載し、お届けします。</p> <p>堺市ホームページは「市政の総合情報プラットフォーム」として、令和4年1月にリニューアルしました。PR力のあるページとなるよう、トップページにブランディングエリアを設置しました。閲覧しやすくなるよう、ページ内の情報量を簡素化し、伝えたい情報を的確に届けられるように工夫しました。操作性の点からも情報を探しやすくなるよう、サイト構成を整理しなおしました。</p> <p>また、堺市ホームページを検索しやすくするため、目的のページにスムーズにたどり着ける「サイト内検索機能」を設けております。</p> <p>具体的な使用方法を以下のとおりお示しいたします。</p> <p>検索窓に目的のページに関連する文字を入力します→検索ボタンを押します→関連するページが一覧で表示されます</p> <p>今後も引き続き閲覧しやすいホームページの運営に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（広報戦略部広報課）（ICTイノベーション推進室）</p> <p>「広報さかい」に掲載する情報は、インターネット環境を持たない方などに配慮して、必要な情報をできるだけ掲載しています。</p> <p>紙面に掲載できる情報量には限りがあるため、詳細な情報は二次元コードから堺市ホームページの関連ページをご覧ください。高齢の方など、ターゲットに応じて日程のほか具体的な情報を掲載しています。</p> <p>高齢の方をメインターゲットとしない内容であっても、インターネット環境を使用できない方も詳細情報をすぐに問い合わせできるように、全ての記事に担当課の電話番号とFAXを記載しています。今後も、限られた紙面スペースを有効に活用しながら、市民の皆様の期待に応える紙面制作に取り組めます。</p> <p>また、ICTの利用が苦手な方に対しても、ICT活用による便益を受けていただけるよう、デジタル・ディバイド対策を進めており、特に身近なデジタルツールであるスマートフォンの活用について、昨年度に引き続き今年度においても、各区役所等でスマートフォン教室を開催しています。</p> <p>今後も、民間企業と連携してスマートフォンの操作の活用講座を実施しつつ、広報紙をはじめチラシ・ポスターでの啓発活動なども実施しながら、効果的にディバイド対策に取り組めます。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項（選挙管理委員会事務局）</p> <p>選挙公報については、今後も有権者に1日でも早く届くように努めます。市政情報コーナーでの配布についても届き次第配架するようにします。</p> <p>市民の皆様に、選挙毎に、投票日や投票時間、投票方法（不在者投票・期日前投票）をお知らせすると同時に、投票を呼び掛ける選挙時啓発を実施し、周知に努めています。</p> <p>直近の市長選挙において、経費を抑え効果の高い啓発方法として、自治会掲示板、市関係施設、南海電車の車内や南海・近鉄バスの車内に啓発ポスターの掲示、バス停留所での大型広告、コンビニエンスストアにおけるPOS広告、スーパーでの映像広告、市のホームページやSNS等で市民の皆様に情報発信を行い、投票日当日に啓発宣伝車による投票の呼びかけを行うなど、周知に努めていますのでご理解いただきますようお願いします</p> <p>第11項（選挙管理委員会事務局）</p> <p>選挙当日の投票所は、交通の利便性等を考慮し、また地域住民のご意見、ご要望を勘案し、投票区内の選挙人の身近にある学校や地域会館等をお借りして投票所を設置しております。また、投票所に臨時的にスロープを設置する等により段差解消を図り、点字器、車イス、コミュニケーションボードなどを設置し、誰もが投票しやすい環境づくりに努めています。</p> <p>郵便投票の対象者を現行の「要介護5」から「要介護4」及び「要介護3」全体に拡大するよう、今後も指定都市選挙管理委員会連合会を通じて、実現に向けて法改正要望を継続します。</p> <p>また、開票事務については、事務従事者への説明会等を通じて注意事項の徹底を行うなど、適正に行われるよう取り組んでいますので、ご理解いただきますようお願いします。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（防災課）</p> <p>災害時等において指定避難所は、住民の生命の安全と安心を確保し、さらには、被災者への支援拠点として重要な役割を担います。</p> <p>特に配慮を要する方には生活の急変による十分な配慮が必要であり、小学校等の体育館を一般の避難スペースにしていますが、体調が優れない方や配慮を要する方のスペースとして図書室や多目的室などの活用を予め調整しており、状況に応じて柔軟に運用することとしています。</p> <p>また、指定避難所を巡回する保健師等により指定避難所での生活が困難と判断される場合には、ご本人の意思も踏まえ福祉避難所への受入れの調整を行うことになり、福祉避難所の更なる指定については、関係部局と連携し今後も取り組みます。</p> <p>なお、避難所の運営では、全ての方の人権を尊重のうえ、プライバシーの確保や男女等のニーズの違いへのきめ細やかな対応も必要です。このことから、本市では、国が示す「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を参考にしつつ、避難所生活の環境改善を進めるための庁内会議の設置や職員への研修を実施しています。加えて、地域の方々の避難所運営の参考となるようマニュアルを作成し自主防災訓練への支援を行っています。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項（市民生活部生涯学習課）（建築都市局交通部公共交通担当）</p> <p>公民館は、社会教育法第20条に基づき、生涯学習の振興、地域振興、住民相互の親睦を図ることを目的として設置しており、お住まいの区域に関わらずどなたでもご利用いただけます。ご利用にあたってはお住まいの地域から遠く、ご不便をおかけする場合もございますが、今後も利用者のお声を聞きながら、備品や施設設備の充実・運営の改善等により、利便性の向上に努めたいと考えていますので、ご理解をお願いします。</p> <p>また、本市では、民間事業者による鉄軌道や路線バスに加えて、鉄道駅やバス停などから離れた地域にお住まいの方の日常生活に必要な移動手段を確保するため、こうした地域と最寄りの鉄道駅等を結ぶルートを設定して堺市乗合タクシーを運行しています。</p> <p>公共交通については、様々な利用者の希望するすべての目的地に応じて、路線を設定することは困難であり、既存路線を乗り継ぐなどにより目的地までアクセスしていただきますようお願いいたします。</p> <p>第14項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）（中区役所企画総務課）（東区役所企画総務課）（西区役所総務課）（南区役所総務課）（北区役所企画総務課）（美原区役所企画総務課）</p> <p>男女共同参画センターは、男女共同参画の施策を実施し、市民等による男女共同参画の推進に関する取組を支援しています。</p> <p>男女共同参画交流の広場や生涯学習施設など、既存施設と連携することで、女性だけでなくすべての人が利用しやすい活動の場を提供できるよう努めます。</p> <p>区役所の会議室については、本市の事務事業又は関連する会議等を行うことに利用しており、個々の利用には供しておりませんので、ご理解のほどお願いします。</p> <p>また、「区民プラザ」・「区民活動支援コーナー」を開設している区もあります。これらの施設には、打ち合わせなどに利用できるミーティングスペースを備えており、市民活動の場としてご利用いただくことができます。ご利用にあたっては各施設にお問い合わせいただくようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第15項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）（教育委員会事務局学校教育部学校保健体育課）</p> <p>生理用品を十分に入手できない状況にある女性には、経済的な問題だけでなく、様々な背景や事情があると考えられます。生理用品の配布をきっかけに、困難な問題を抱える女性を相談・支援につなげることを目的として、ダイバーシティ企画課、男女共同参画センター、男女共同参画交流の広場、各区役所、社会福祉協議会などで、相談窓口の案内シールを貼付した生理用品の配布を行っています。</p> <p>一方で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から、すべての人が安心して暮らせる社会の実現に向けて、男女が心身の健康について、正しい知識を身に付け、主体的に行動し、自分の健康を管理できるよう、生命と性を尊重する啓発を行っています。</p> <p>また、学校では、児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合には、児童生徒の心身の健康状態等について把握するため、保健室等で対面による個別の対応を基本としています。なお、各校において、衛生面や安全面での懸念がないと判断できる場合には、対面による対応と並行して、トイレ等に設置する方法での配布もしています。</p> <p>なお、児童生徒の心身の状態把握は、生理の相談時だけでなく、また、男女関係なく、学級担任等により行われる朝の健康観察等、学校生活全般を通して、日常的に、様々な場面で把握に努めています。</p> <p>今後も、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点を踏まえつつ、様々な背景や事情のある児童生徒の相談や支援につなげていけるよう、児童生徒の心身の状態把握に努めます。</p> <p>第16項（ダイバーシティ推進部人権推進課）（教育委員会事務局学校教育部人権教育課）</p> <p>堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、本市では、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に伝えるため、平和と人権資料館における戦争の実相を伝える展示、堺大空襲語り部・ピースメッセンジャーの紹介、平和と人権展の開催など、平和に関する取組を推進しています。</p> <p>また、平和な社会を実現するために活動している団体に対しては、これまでも活動の後援等を行ってきましたが、今後もこうした団体の活動に、後援等を通じて協力を行います。</p> <p>学校教育においては、平和や生命の尊さを理解し、わが国の文化や伝統に誇りをもち、国際社会の一員として、子どもたちが世界平和に貢献する資質や態度を育成できるよう、引き続き学校園での平和教育に取り組みます。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第17項（中区役所深井駅周辺地域活性化推進室）</p> <p>中区では、深井駅周辺地域活性化の第一歩となる多様な世代が集い交流する中区の新たなシンボルとなる水賀池公園整備に向け、令和5年5月から事業者公募を開始し、同年12月に優先交渉権者を決定しました。現在、令和9年度中の施設オープンに向け、事業者との協議を進めています。</p> <p>公園の広場機能の強化のため、池を埋め立て造成を行いますが、水賀池公園近隣には複数のため池があり、周辺を含めた生物の生息環境は保たれると考えています。</p> <p>新たな公園には市民等が水と触れ合える親水施設や、市民からの要望が多かった公園内のカフェ、地域のイベント等ができる芝生広場や多目的広場などを設け、市民等が憩い楽しめる公園を整備します。</p> <p>水賀池公園整備にあたっては、地域住民への説明や深井駅の商店街とも調整を図り進めていきます。</p> <p>中区の歴史文化や伝統産業などの多様な地域資源の魅力発信などについて、施設整備と併せ重点的に取り組み、多様な世代の人たちが集い交流する賑わいを創出します。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第18項（長寿社会部医療年金課）</p> <p>子ども医療費の一部自己負担額については、平成16年11月から、大阪府の福祉医療費助成制度として府内統一で導入されているもので、1医療機関当たり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいています。</p> <p>子ども医療費助成は、受診控えを抑制するといった意見がある一方、自己負担の無償化は過剰受診への誘因になるという意見などもあり、さまざまな見解があります。また、全国知事会や全国市長会が、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設を国に求めています。</p> <p>本市としては引き続き、子ども医療費助成制度に対する国や府の動向を注視したいと考えています。</p> <p>第19項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>国民健康保険は、他の医療保険と比べ高齢者が多いことなどから医療費水準が高く、低所得者の加入割合も高いことなど構造的な問題を抱えており、脆弱な財政基盤となっています。</p> <p>このような財政基盤を解消するため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国民健康保険運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国民健康保険制度改革が実施されました。</p> <p>これに伴い、大阪府は、法に基づく「大阪府国民健康保険運営方針」を策定し、府内全体で被保険者間の受益と負担の公平性を図っていく観点から、府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料」となる府内統一保険料率などを府内市町村と協議の上で決めました。</p> <p>令和6年度からは、平成30年度から令和5年度まで認められてきた市町村独自の激変緩和措置期間が終了し、府内各市町村で保険料率が統一されることが、令和5年12月に大阪府が策定した次期大阪府国民健康保険運営方針（令和6年度から令和11年度まで）において定められました。</p> <p>大阪府国民健康保険運営方針については、国民健康保険法第82条の2第8項に「市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする」と規定されており、本市としては、大阪府と府内市町村とで協議の上、策定された当該方針に基づき条例改正を行い、事務を実施しています。</p> <p>負担軽減については、大阪府に対し、「令和6年度以降の統一保険料率についてもより一層の低減が必要であるため、国に対し更なる公費投入の拡充を求め、また大阪府においても被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を講じることを引き続き検討」するよう意見具申を行っています。</p> <p>また、国に対しては、国民健康保険制度の構造的な問題の解決として、医療保険制度を一本化するなどの抜本的な改革を要望しており、改革が行われるまでの間、国民健康保険財政に対し、国庫等の公費負担の更なる引上げ等を行うよう要望しています。</p>			

番 号	陳情第 3 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 2 0 項（長寿社会部介護事業者課・障害福祉部障害福祉サービス課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課・子育て支援部幼保推進課）</p> <p>本市では、高齢者施設、障害者施設等の介護職員等の処遇改善施策として、賃金等労働条件の改善に向け、高齢者施設、障害者施設等を対象に本市ホームページによる情報提供など、処遇改善加算等の取得促進に努めています。</p> <p>また、社会福祉事業等従事者の確保と定着につながる魅力ある職場環境の構築を図るため、財政措置の拡充等を行うよう、国に対して要望しています。</p> <p>さらに、保育施設、児童養護施設等の施設職員等の処遇改善についても、国制度において実施されており、制度活用を促し、また、市も応分の負担をしています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しています。</p> <p>第 2 1 項（長寿社会部長寿支援課）（建設局公園緑地部大仙公園事務所）</p> <p>平和塔については、堺市ホームページ内「大仙公園（だいせんこうえん）」のページで紹介しています。同ホームページ内「平和な社会をめざして」のページにある「堺市における平和への取組」にも、当該ページへのリンクを掲載しています。塔の資料については、上記ホームページ内で建設趣旨等を掲載しています。</p> <p>また、毎年 8 月 1 5 日に、戦没者・戦災物故者への追悼の意を込め、平和塔前の礼拝堂を開放し献花する場を設けており、このことを「広報さかい」に掲載して市民の皆様にお知らせしています。</p> <p>なお、老朽化に対する改修については、今後調査を実施し、適宜対応する予定です。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第22項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>令和5年度当初予算の重点施策では、子育て世代の流入・定住促進を掲げており、保育関係の予算としては、所得制限のない第2子以降の保育料の無償化の実施、認定こども園における医療的ケア児など配慮を要する子どもの支援体制の強化などの拡充を行い、令和6年度も継続して計上しています。</p> <p>また、令和6年度当初予算では安全・安心な保育体制を強化し保育教諭等の負担軽減を図るため、スポット的な支援者や配慮を要する子どもに対応する保育教諭等の支援拡充に係る経費を計上しています。</p> <p>今後も引き続き、子育て支援の充実に努め、本市に居住されている方や今後本市に居住される方にも、子どもを産み育てたいと思っていただけるような環境整備に取り組みます。</p> <p>第23項（子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>ヤングケアラーの支援と相談の窓口としては、令和5年4月に、堺市ユースサポートセンターの機能を強化し、ヤングケアラー当事者が悩みを打ち明けることができる相談窓口や同じ立場の若者と思いを共有できるような居場所を設置し、ホームページや広報さかいへの掲載や学校へのチラシの配布などにより周知に努めています。</p> <p>また、既存の要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会等の関係機関のネットワークを活用してヤングケアラーと思われる子どもを発見し、個々の課題に応じて必要となる福祉、介護、医療等のサービスにつなげています。</p> <p>今後も、関係機関と連携し、ヤングケアラーへの支援の取組を進めます。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第24項（交通部公共交通担当・交通政策担当）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害施策推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課）</p> <p>現在、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う働き方や人の行動変容など新しい生活スタイルにより、公共交通利用者数は同感染症拡大前の水準には回復しておらず、また公共交通に関わる担い手不足もあり、交通事業者を取り巻く環境は厳しい状況にあります。</p> <p>そのような中、本市では、すべての人が利用しやすいノンステップバスやバスロケーションシステムの導入、阪堺電車に対する低床式車両の導入や線路・踏切等の更新、バスと阪堺電車が利用できるおでかけ応援制度の実施等により、公共交通の利便性・安全性の向上や利用促進に交通事業者とともに取り組んでいます。</p> <p>多様な市民の移動ニーズに対応するためには、鉄軌道、バス、タクシーなどの既存公共交通だけでなく、多様な交通手段を活用し、既存公共交通との適切な役割分担と連携により地域に応じたサービスの持続可能な提供を確保する必要があると考えており、国、交通事業者、市民その他の関係者との連携、協働のもと必要な取組を進めます。</p> <p>おでかけ応援制度については、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において65歳以上の堺市民の方を対象に1乗車100円でご利用できる制度であり、制度趣旨に鑑み、障害者及び妊産婦は対象としていません。</p> <p>本市としては、今後とも庁内及び事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努め、高齢者の社会参加及び健康増進を推進します。</p> <p>第25項（都心未来創造部SMIプロジェクト推進担当）</p> <p>本市では、交通という切り口から、環境、健康福祉、観光、産業振興など様々な分野にわたって、堺都心部の魅力を大きく向上させるSMI（堺・モビリティ・イノベーション）プロジェクトに取り組んでおり、都心活性化施策と併せ、堺都心部を中心に様々な交通施策、ICT施策等について、常に挑戦し続ける本市の姿勢を示すことで、地域・人・情報・サービスをつなぐソフト・ハードの骨格の形成や、便利・快適かつ安全で魅力的な公共交通の実現などによって回遊性を向上させ、都市のイメージやブランド力の向上、ひいては地域全体の魅力向上や活性化を図ります。</p> <p>SMIプロジェクトでは、堺都心部と美原をはじめとした市域東部を直通急行バスで結ぶSMI美原ラインや、堺駅－堺東駅間において先進技術を取り入れて公共交通の利便性や快適性、安全性を向上させるSMI都心ラインの導入などに取り組んでいます。</p> <p>SMI美原ラインについては、令和5年度において、10月2日（月）から12月15日（金）までの期間で実証実験を実施しました。令和4年度及び令和5年度の実証実験の結果を踏まえ、今後、本格運行を見据えて検討を進めます。</p> <p>また、SMI都心ラインについては、令和5年度において、市民や学識経験者、地元関係者</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>、国、交通事業者、交通管理者、道路管理者などで構成するSMI都心ライン等推進協議会を設置しており、参画する多様な主体の意見をふまえ、(仮称)SMI都心ライン等導入計画の作成を進めています。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第26項（サイクルシティ推進部自転車環境整備課・自転車対策事務所）</p> <p>堺市では、国の「第2次自転車活用推進計画」（令和3年5月策定）を踏まえ、「堺市自転車活用推進計画」を令和5年3月に策定し、自転車は原則車道通行であり歩道通行は例外であるという観点に基づき、自転車通行空間の整備を進めています。その整備形態については、自動車の速度や自動車交通量、道路空間の再配分の可能性などを踏まえて決定し、計画的に整備を進めます。</p> <p>また、駅周辺については、民間も含めた駐輪場の利用実態や周辺施設の状況に応じて、駐輪場を効果的に活用できるよう検討を行います。</p> <p>第27項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課）</p> <p>自転車事故抑制に向け、まずは交通ルール・マナー遵守の啓発が重要であるため、警察と連携して、街頭指導や交通安全教室等を重点的に実施しています。</p> <p>自転車ヘルメットの着用率向上には着用の機運を醸成することが重要であるため、これまで実施してきた区民まつりや広報さかい、市ホームページ等での啓発活動に加え、新たに堺まつりや堺市農業祭をはじめとした各種イベントでの啓発、警察との連携による交通安全イベントなどの様々な機会や媒体を通じて、啓発を拡充・強化しています。</p> <p>今後も引き続き、警察と連携した啓発活動の実施や、他都市の状況等も踏まえたヘルメット着用率の向上に取り組みます。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第28項（経営企画室事業マネジメント担当・広域・公民連携・DX推進担当）</p> <p>地震などの災害時に、上下水道施設の被害を最小限にとどめ、給水機能と汚水処理機能を確保するため、重要度や優先度を踏まえ、耐震化や老朽化した施設の更新を計画的に進めています。</p> <p>上水道では、特に水道水が必要な指定避難所や病院等の給水機能を早期に再開するため、配水施設と水道管路の耐震化を進めています。また、下水道では、汚水処理機能を確保するため、指定避難所と水再生センターをつなぐ重要な管きよや、水再生センターとポンプ場における重要な施設の耐震化を進めています。</p> <p>これら施設整備を確実に進め、上下水道事業の経営基盤を強化し持続可能なものとするためには、公益性・公共性を確保した上で民間の技術力や経営資源を効果的に活用し、より効率的な事業運営を図ることが必要と考えています。そのため、堺市が担うべき役割や民間事業者等に委ねるべき業務分担の最適化を図り、民間事業者による業務履行においても、本市が責任をもって適正に管理し、安全・安心な水道の供給と上下水道施設の適切な維持管理、更なる利用者サービスの向上に取り組めます。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第29項（中央図書館総務課・学校教育部教育課程課）</p> <p>司書の専門性を生かした継続的な図書館運営を行うため、図書館サービスの専門的業務を担う司書職員が重要であると認識しています。多様化する市民ニーズに応えるため、図書館資料の整備及び図書購入費に係る予算の充実に努め、それぞれの世代や属性が持つニーズに対応して、より多くの人に利用される図書館運営に努めます。</p> <p>学校司書については、令和3年度から全小中学校に週2日勤務の学校司書を学校職員の一人として配置し、各校において学校司書が司書教諭等と協働し、自校の学校図書館教育の推進に寄与できる体制を構築できるよう、研修等を通じて、環境整備を進めています。また、例年各校の学校図書館における実情把握を行い、学校司書配置による効果や課題等についての検証を行っており、それらをふまえ、適切な配置の検討を行います。</p> <p>第30項（学校教育部学校保健体育課）（市民人権局ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）</p> <p>学校における性教育は、文部科学省が定める学習指導要領及びその解説、またそれらに基づいた教科書を用いて指導しており、学校内で性に関する指導を行う場合は、児童生徒の発達段階を考慮すること、学校全体で共通理解を図ること、保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の内容の区別を明確にすることに留意して実施しています。</p> <p>加えて、本市教育委員会では、各小・中学校に助産師等の専門家を派遣し、児童生徒の発達段階を考慮しながら、「他人が勝手に触れてはいけないプライベートゾーン」「カップル間で起こる暴力・デートDVの危険性」「SNSで人と出会うことのリスク」等を内容とする性の問題行動に対応するための講習会を開催しています。</p> <p>また、本市では「第5期さかい男女共同参画プラン」の施策の基本的方向性の一つに「生涯にわたる健康支援」を掲げ、男女が互いに心身の健康について、正しい知識を身に付け、適切な行動が取れるよう、生命と性を尊重する啓発を行っています。</p> <p>第31項（教職員人事部教職員企画課・教職員人事課）</p> <p>教員の採用については、中長期的な需要見込みをもとに採用計画を立てて行っています。</p> <p>また、本市では、国の法律で定められた学級編制基準に則って学級編制を行っており、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。</p> <p>教員が余裕をもって子どもに向き合う時間を確保し、教員にしかできない業務に専念することができる環境の整備を学校園とともに計画的、継続的に推進します。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第32項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策等事業は、市の事業として安全・安心に利用していただけるよう、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）」に基づいた業務仕様書により委託しています。運営については、民間事業者を活用し、本事業をさらに充実するため、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査し、よりすぐれた運営事業者の選定を行っています。</p> <p>また、関係者の意見を聴取し、児童が安全・安心に利用できる環境の提供に努めます。</p> <p>第33項（学校管理部学校給食課）</p> <p>学校給食に要する経費のうち、食材費については、学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。多額の公費を伴う学校給食費の無償化の実施は、現時点では困難な状況です。なお、令和5年度2・3学期の学校給食費無償化は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施しているものです。国に対しても、自治体間で格差なく、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るものとして、国の財政負担による給食費無償化を早期に実現することを要望しています。</p> <p>中学校給食に関しては、生徒が教室で、安全に給食を配膳できるように、カバン等を置くロッカー及び配膳台を、全員喫食制中学校給食の開始までに順次設置できるよう取り組んでいます。また、今年度、中学校給食のモデル校で試行実施した内容を踏まえ、安全で円滑な給食実施に向けての取組を各中学校に示し、令和6年度、各中学校において校内研修やシミュレーション等を行い、準備を進めます。</p> <p>第34項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部教育課程課・学校管理部学校施設課）</p> <p>中学校においては令和5年度から、1年生で独自の加配教員を配置し、38人以下の学級編制を行っています。各学校が学級を分割して活用できるよう、令和6年度以降も段階的に1学級当たり38人を超える学年に独自の加配教員を配置し、令和7年度以降全学年で38人以下の学級編制を実施します。</p> <p>少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。</p> <p>また、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第35項（教育センター能力開発課・学校ICT化推進室・学校教育部教育課程課）</p> <p>さかい学びサポート事業（旧マイスタディ事業）については、地域人材の協力のもと、参加児童生徒の授業理解に一定の効果があったものと考えておりますが、一方、スタッフの安定的な確保など課題もあることから、令和2年度をもって廃止しました。</p> <p>本事業の目的であった家庭学習習慣の定着や基礎学力の向上に向けては、児童生徒用パソコンにおけるICT学習支援コンテンツを活用し、児童生徒が自分のペースを大切にしつつ、学習上のつまづきを確認しながら学ぶことができる仕組みを整備し、個々の学びの状況に応じたきめ細かな指導の充実を図っています。また、各学校には、各種学力調査の結果分析から明らかになった児童生徒のつまづきの状況と学習の系統性やICT学習支援コンテンツとの関連を示しています。それに基づき、各学校では授業改善の取組の推進や、授業や家庭学習でのICT学習支援コンテンツの有効活用を図っています。</p> <p>成果について、例えば、これまでの授業では、教員が共有したい資料や意見に対して子どもたちは、同じタイミングで参照するなどしていましたが、児童生用パソコンの活用により、個々の子どもが自分のタイミングで参照したい情報に好きなだけアクセスできるようになり、学びやすさにつながっていることなどが挙げられます。また、ICT学習支援コンテンツを活用することで、子どもたちは即時に正誤を確認できるようになり、自分のペースで学ぶことができます。加えて、オンライン上では、学習履歴を基にAIが自身の課題に応じたおすすめ問題を作成し、パーソナライズされた学習に取り組むことができます。</p> <p>第36項（学校教育部生徒指導課）</p> <p>民間施設については、取組の内容についても個々様々であり、多様な実態があることから、補助金につきましては慎重に検討する必要があると考えています。学校に行きづらい子どもたちが学校外の公的機関や民間施設への通所に要する交通費の負担軽減措置として、各校で通学定期券購入のための証明書を発行しています。</p> <p>不登校児童生徒の支援については、児童生徒がどのような状態にありどのような支援を必要としているか、校内不登校対策委員会等で見極めを行った上で、個々の状況に応じた支援を検討しています。長期の対応が必要となる場合は、段階的な指導の必要性について保護者の理解を得ながら、学校外の教育支援教室等と連携して、社会的自立に向けての支援を行っています。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第37項（学校管理部学校施設課・学校教育部危機管理担当）（危機管理室防災課）</p> <p>学校体育館の空調整備については、教育環境と避難所環境の向上を図るため、市立の小・中学校、高等学校、特別支援学校で整備を行います。令和6年度から設計を進め、令和7年度から5か年で整備工事を完了する予定です。また体育館の使用状況等を考慮し、特別支援学校、高等学校、中学校、小学校の順で整備工事を進め、空調方式は発災時に停電しても運転できる停電対応型のガス式ビル用マルチエアコン（GHP）とします。</p> <p>避難対策については、地震・津波などの自然災害時等に、幼児児童生徒が迅速に避難できるように、堺市立の全学校園で、危機管理マニュアルを作成しています。危機管理マニュアルの中で、学校の教育活動再開に向けて、教育委員会や市の対策災害本部との具体的な調整内容も決めております。</p> <p>第38項（総務部学校改革推進室）</p> <p>「学校群」とは、授業の改善やカリキュラムの改善、様々な課題への取組について、小・中学校が学校ごとで考え取り組むのではなく、中学校区を構成する小・中学校を「学校群」として捉え、学校群の小・中学校の教職員が協働して各学校群の状況に応じた効果的な取組を検討、実施するものです。現在、モデル学校群では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る授業の実施や、学校群における小中一貫カリキュラムの作成、学校群内の小・中学校巡回による不登校支援、学習支援などの取組を、オンライン会議システムといったICTを活用するなどして子どもや教員の負担も考慮したうえで、各学校群の教職員の創意工夫のもと、検討、実施しています。また、学校群内の小・中学校での校務の共有や授業準備の分担など、学校群のスケールメリットを生かした教職員の負担軽減の効果も期待され、モデル実施で検証します。</p> <p>第39項（学校教育部教育課程課）</p> <p>大阪府における2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業については、未来社会の革新的な技術やサービスを直接体験できる機会となることや、学校行事として実施することにより、大阪・関西万博に関連した事前や事後の学習も含め、児童生徒が互いに多様な感じ方や意見を交流でき、未来社会についての考えを深めることにつながることから、より多くの学びの機会を確保できると考えております。そのため、各学校に対しては、事業の趣旨をふまえ、まずは全学年での来場について検討するよう依頼しています。しかし、各学校における事情も様々であることから、その中で参加については協力を求めるものとしています。</p> <p>校外学習として参加する場合の交通費については保護者負担となります。</p> <p>学校単位で万博会場に来場した場合においては、通常の校外学習等と同様、非常変災や事故等の可能性もふまえて計画を立てる必要があります。避難経路や引率する教員の体制等、十分配慮しなければならないと考えています。今後も、大阪府と連携しながら情報収集に努め、学校と十分に情報を共有します。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第40項（学校教育部学校保健体育課）</p> <p>生理用品については、児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合には、児童生徒の心身の健康状態等について把握するため、保健室等で対面による個別の対応を基本としています。なお、各校において、衛生面や安全面での懸念がないと判断できる場合には、対面による配布と並行して、トイレ等に設置する方法での配布も可能としています。</p> <p>第41項（学校教育部教育課程課・総務部総務課）</p> <p>入学式、卒業式等における国旗の掲揚及び国歌の斉唱については、学習指導要領に則って適切に実施するように各学校に対して指導しています。</p> <p>また、平成11年に「国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）」が制定され、自治体として市民が国旗に親しみをもち、国旗への理解が深められるよう啓発に努める必要があることから、本市施設での国旗掲揚について取り組むこととしました。現在、この基本方針に沿って学校園施設においても国旗の掲揚を行っています。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	危機管理室
件 名	能登半島地震の復興支援について		
<p>第2項（危機管理課）</p> <p>堺市では、令和6年能登半島地震の発生に伴い、堺市救援対策本部を設置のうえ、国や指定都市市長会、関西広域連合などと連携し、各分野の被災地支援に取り組んでおり、これまで、輪島市、七尾市、能登町、穴水町、白山市の3市2町と石川県庁に延べ1,757人日の職員を派遣しています。（2月18日時点）</p> <p>さらに、被災地への支援物資の搬送、義援金の受付、ふるさと納税の代理受入をはじめ、堺市内への避難者への支援として、ワンストップ相談窓口の開設や市営住宅の無償提供、上下水道料金の免除など、様々な支援を行っています。</p> <p>今後も、関係機関や団体と連携のうえ、被災地や被災された方に寄り添った復旧・復興の支援に取り組めます。</p>			

番 号	陳情第5号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	3月25日
<p>(審査結果)</p> <p>第1項</p> <p>広報さかいに掲載している「議会のうごき」は、本会議や委員会において議論した事項を、議事の記録に基づきできるだけ詳しく市民の皆様にお伝えできるように作成しています。その中で、市長や議員の発言内容についても可能な限り掲載するようにしています。</p> <p>今後も引き続き、議会で議論のあった内容を市民の皆様に分かりやすくお伝えできるよう工夫して作成していきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	

番 号	陳情第5号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項（行政部行政経営課）</p> <p>本市は令和3年2月に「堺市財政危機宣言」を發出し、令和3年度・4年度を集中改革期間と位置付けて抜本的な改革を進めました。</p> <p>その後、令和5年1月公表の「財政収支見通し」では、併せて公表した「持続可能な財政運営に向けた取組」を着実に進めることが前提ではありますが、毎年度の多額の収支不足によって基金が枯渇し予算編成が困難となるような状況は回避できる目処が立ったため、「堺市財政危機宣言」を解除しました。</p> <p>今後は、「持続可能な財政運営に向けた取組」を着実に実行することなどにより、行財政改革を進めます。</p> <p>第3項（人事部労務課）（教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課）</p> <p>地方公務員の給与（給料及び諸手当）は、地方公務員法第24条第2項において、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されており、毎年度、民間企業の従業員の給与水準との均衡を考慮して行われる人事委員会勧告を踏まえ、決定しています。</p> <p>令和5年度においては、一般職の職員の月例給が民間企業の従業員の月例給を3,925円（1.01%）下回っていたこと及び期末・勤勉手当について職員の年間支給月数が民間企業での年間支給月数を0.09月分下回っていたことから、この較差を解消するよう堺市人事委員会より勧告があったため、月例給の引上げ改定を行い、また、期末・勤勉手当の年間支給月数を4.4月から4.5月へ引上げました。</p> <p>今後も、地方公務員法の趣旨に則り、適正な給与水準の維持に努めます。</p> <p>第4項（人事部人事課）</p> <p>職員の能力開発を行うことは重要であると考えており、令和5年3月に策定した「堺市職員力・組織力向上基本方針」に基づき、新規採用職員から管理職まで実効性の高い研修実施に取り組んでいます。</p> <p>また、職員の自己啓発を支援する取組としてe-learning研修や希望制の選択研修を実施し、スキルアップの機会を提供しています。今後も、職員が意欲的に取り組めるような、より実効性の高い研修を提供します。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項（危機管理課・防災課）</p> <p>堺市では、令和6年能登半島地震の発生に伴い、堺市救援対策本部を設置のうえ、国や指定都市市長会、関西広域連合などと連携し、各分野の被災地支援に取り組んでおり、これまで、輪島市、七尾市、能登町、穴水町、白山市の3市2町と石川県庁に延べ1,757人日の職員を派遣しています。（2月18日時点）</p> <p>堺市の地震対策については、区別防災マップ等の啓発資料を作成し、堺市で起こりうる災害やその備えについて市民の皆様へ周知するほか、市内のイベントにて啓発活動を実施しています。主に地震への備えでは、地震発生時の安全の確保や災害情報の収集方法、津波からの避難方法等に加え、家屋の耐震化や家具の転倒防止対策、非常備蓄品等の必要性についてお伝えしています。</p> <p>また、堺市国土強靱化地域計画では、8つの「事前に備えるべき目標」及びそれぞれに対応した34の「起こしてはならない最悪の事態」を定め、計画満了となる令和7年度末に向け具体的なハード・ソフト面での取組を進めています。</p> <p>本計画では、各事業の進捗状況等を毎年度把握、検証のうえ、必要に応じて見直しを行うなどPDCAサイクルを繰り返しながら、災害対策の推進状況を市ホームページで公表しています。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）</p> <p>本市では、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」に基づき、すべての施策を平和と人権を尊重する視点を持って実施しています。</p> <p>また、本市の都市経営の基本となる「堺市基本計画2025」においても、計画を進めるうえでの基本的な視点に平和と人権の尊重を明記しています。</p> <p>今後も、差別のない平和と人権を尊重する社会の実現に向けて取り組みます。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（長寿社会部介護事業者課・障害福祉部障害支援課・障害福祉サービス課）</p> <p>本市では、短期入所事業所、生活介護事業所、共同生活援助事業所において、重度障害者等を受け入れ、手厚い支援を行っている事業者に対し、人件費を対象に補助を行っています。</p> <p>また、利用者に対して必要かつ十分な介護が行われるよう、適切な人員配置基準やそれに見合う報酬単価の設定を国に要望しています。</p> <p>第8項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>国民健康保険制度については、広報さかい、市ホームページ、「国保のしおり」等に掲載しており、「国保のしおり」は区役所受付カウンター等に配架しています。また、区役所窓口においても制度の案内を行い、周知に努めています。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（子ども青少年育成部子ども企画課）</p> <p>本市では、「全ての子どもの人権が尊重されるまちの実現」と「地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支え、保護者とともに成長を実感できるまちの実現」を基本理念とした、「堺市子ども・子育て総合プラン」（計画期間：令和2年度～令和6年度）に基づき、子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」のほか、子どもと子育て家庭を支援する総合的な取組を推進しています。</p> <p>今後も、妊娠・出産から乳幼児期、学齢期、青少年期に至る切れめのない子育て支援の効果的な推進を図ります。</p>			

番 号	陳情第 5 号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 1 0 項（観光部観光推進課）</p> <p>本市では、堺まつりや紐（ひも）とけば堺をはじめ、周辺自治体や鉄道事業者等と連携した事業など堺の類いまれな歴史文化資源を活用した観光誘客、周遊促進の取組を進めております。</p> <p>また、2025大阪・関西万博に向けて、令和5年度からは歴史的建築物等を観光関連施設として活用するための支援を実施し、令和6年度には市外からの団体ツアー実施にかかる費用の補助のほか、市役所21階展望ロビーのリニューアル、JRグループ6社と大阪府、府内自治体、観光事業者等が一体となって実施する大型観光キャンペーンなど新たな取組を進めます。</p> <p>これらの取組を市内外へ効果的に発信することにより、インバウンドを含む大阪・関西万博の来場者の本市への誘客、宿泊観光等の長時間滞在につなげ、観光面での地域経済の活性化を図ります。</p> <p>第 1 1 項（文化国際部国際課）</p> <p>本市では、ウクライナ避難民への支援として、本市にて受け入れた際の支援一時金の給付のほか、公営住宅の無償貸し付けや水道料金の免除、学校への入学、就労などの支援を行っています。また各種行政手続等ではその現場に同席し手続支援を行っています。</p> <p>さらに、ふるさと納税制度による「堺市ウクライナ人道支援寄附」を創設し、市内外の皆様方からのご寄附を受け付けています。</p> <p>本市には、現在、中国籍、韓国・朝鮮籍、ベトナム籍等のアジア系の国籍を持つ市民が数多く住んでいます。ウクライナ避難民だけでなく、外国人市民の方々に安心・安全に住んでいただけるよう、多言語での生活相談、日本語学習、ボランティア通訳の派遣などの支援を行っています。</p> <p>引き続き、堺市国際化方針に基づき外国人市民に対する支援を行い、多文化共生社会の実現に取り組みます。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（産業戦略部イノベーション投資促進室・地域産業課）</p> <p>物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援し、消費の下支えを通じた地域経済の活性化を図ることを目的に、堺市プレミアム付商品券発行による消費喚起支援事業補助金を創設しました。</p> <p>現在、本補助金を活用し、堺商工会議所が「さかいプレミアム商品券事業」を実施しているところです。</p> <p>また、労働生産性を向上させる先端設備等を導入する市内中小企業者を対象として、中小企業等経営強化法に基づき、中小企業者が策定する先端設備等導入計画の認定申請を受け付けています。先端設備等導入計画について本市の認定を受け、一定の要件を満たす場合、固定資産税の特例措置などの支援を受けることができます。</p> <p>令和6年1月からは、本市において認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、エネルギー価格高騰の影響や人手不足等に対応するため、省力化・合理化等を図ろうとする前向きな投資を行う市内中小企業者を支援することを目的に、先端設備等の導入に係る経費を補助する先端設備等導入支援補助金の受付を開始しています。</p> <p>今後も市内事業者の状況の把握に努めながら、各種施策を臨機応変に展開し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項（都市計画部都市計画課）</p> <p>本市では、令和2年2月、2040年に向けて堺がめざすべき将来像をみんなで共有し、より良い都市の実現をめざすため、堺グランドデザイン2040を策定しました。令和3年7月には、本グランドデザインやSDGsの考え方を取り入れ、堺市都市計画マスタープランを改定しました。今後も引き続き、本マスタープランに掲げる集約型都市構造の形成に向けた取組を進めます。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課）</p> <p>本市のヘルメット着用率は、令和6年11月の調査では約8.7%であり、直近3年間と比較して微増傾向です。</p> <p>自転車ヘルメットの着用率向上には着用の機運を醸成することが重要であるため、これまで実施してきた区民まつりや広報さかい、市ホームページ等での啓発活動に加え、新たに堺まつりや堺市農業祭をはじめとした各種イベントでの啓発、警察との連携による交通安全イベントなどの様々な機会や媒体を通じて、啓発を拡充・強化しています。</p> <p>引き続き、警察と連携した啓発活動の実施や他都市の状況等も踏まえ、ヘルメット着用率の向上に取り組めます。</p> <p>また、警察と連携して、継続的に街頭指導や交通安全教室を実施し、横断歩道における自転車の押し歩きや歩道における自転車の車道側の徐行等の交通ルールの遵守を指導・啓発します。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第15項（総務部教育政策課）</p> <p>本市教育委員会では、すべての子どもたちが多様性を認め、ゆめや目標、挑戦心や粘り強さをもって、感性を豊かに働かせながら未来を切り拓くことができる力をICTを積極的に活用しながら育む必要があるとの考えのもと、教育施策を推進しています。また、中学校区を一体的にマネジメントする学校群単位での改革に取り組んでいます。</p>			

番 号	陳情第6号	所管局	市民人権局
件 名	自治会活動について		
<p>第1項（市民生活部市民協働課）（建設局公園緑地部公園監理課）</p> <p>自治会活動につきましては、「堺市校区自治会活動推進補助金」による校区自治連合会を通じた包括的な支援や、自治会が管理する防犯灯に係る電気料金の支援、防犯灯・防犯カメラ及び掲示板に係る賠償責任保険への加入に要する費用の支援などを行っています。貴自治会が三原第一公園で実施されている花の水やり活動や自治会活動等で使用する水道施設の整備に要する費用について、個別に新たな補助制度を設けることは難しいと考えていますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。</p>			

番 号	陳情第7号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策の充実について		
<p>(長寿社会部介護保険課・障害福祉部障害支援課・障害者更生相談所)</p> <p>障害者総合支援法において補装具は、身体障害者、身体障害児及び難病患者等の失われた身体機能を補完又は代替えし、職業その他日常生活の効率の向上を図ることを目的として使用されるものです。電動車椅子については、重度の歩行困難者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として補装具費が支給されます。</p> <p>一方、介護保険法では、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により介護を必要とする状態になった方が、その方の能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう、介護の必要度合いに応じて保険給付が行われます。保険給付の福祉用具貸与では、普通型電動車椅子が対象となっています。</p> <p>要介護認定を受けた方で、介護保険で貸与される福祉用具と、障害者総合支援法の自立支援給付で支給される補装具において共通する種目を希望する場合は、介護保険による福祉用具の貸与が優先されます。</p> <p>ただし、介護保険で貸与される福祉用具は、標準的な既製品の中から選択することになるため、障害者更生相談所が「障害者の身体状況等に合わせて個別に対応する必要がある」と判断した場合は、障害者総合支援法に基づく補装具費として支給します。</p>			

番 号	陳情第8号	所管局	健康福祉局
件 名	新型コロナウイルスワクチンについて		
<p>(保健所感染症対策課)</p> <p>新型コロナウイルスワクチンの接種は、予防接種法第30条に基づき第1号法定受託事務とされており、予防接種法第6条第3項に基づく特例臨時接種として、国の指示に沿って各自治体を実施しています。</p> <p>5～11歳へのワクチン接種については、国において、小児における新型コロナウイルス感染症の動向、ワクチンの有効性及び安全性、諸外国の対応状況、子どもや保護者の新型コロナウイルスワクチンに対する考え等を踏まえて決定され、本市では、令和4年2月21日付け厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」を受けて令和4年3月14日から開始しました。</p> <p>また、接種するワクチンについては、その有効性及び安全性について国の薬事・食品衛生審議会において専門家により審査され、承認されたものが使用されています。</p> <p>新型コロナウイルスワクチンの接種は強制ではなく、本市としては、接種を受ける方には、ワクチン接種の効果と副反応のリスクの双方について理解いただいた上で、自らの意思で接種を受けていただくよう周知を行っています。</p> <p>本市は令和4年3月13日付けで発送されたお示しの要望書を受け取り、内容を確認しました。</p> <p>新型コロナウイルスワクチンの接種は、予防接種法第30条に基づき第1号法定受託事務とされています。</p> <p>また予防接種法第6条第3項に基づく特例臨時接種として、国の指示に沿って各自治体を実施し、市町村は予防接種法第8条の規定により接種勧奨の義務を負っているため、本市でも国の方針に沿って接種勧奨を行っています。</p> <p>5～11歳の方に対しては、本市では、対象者への制度周知や接種を希望される方への速やかな接種機会の提供が必要なことから、ワクチンについての説明書を同封した接種券を発送しました。</p> <p>なお、すでに送付した接種券を使用されていない方に対しては、改めて接種券の発送は実施していません。</p> <p>ワクチンの安全性については国の予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において継続的に検討されており、これまでに特定のロット番号のワクチンにおいて死亡された方が多く出ているといった報告は見られていません。</p> <p>今後も国からの情報を注視し、安全性の確認を行います。</p> <p>ワクチン接種後の副反応が長く続き、不安や心配がある方が、必要な相談や支援につながることは非常に重要です。そのため、本市では、堺市新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口を設置</p>			

番 号	陳情第8号	所管局	健康福祉局
件 名	新型コロナウイルスワクチンについて		
<p>し、看護師が副反応で不安をお持ちの方に対して精神的なケアを含めた相談対応を行い、併せて予防接種健康被害救済制度の案内や申請受付等を行っています。</p> <p>また、接種を受けられる方に健康被害救済制度や申請窓口を知っていただくために、市広報やホームページのほか、接種協力医療機関においてチラシを配付していただく等により、周知を図っています。</p> <p>ワクチン接種後の副反応疑い事例については、副反応疑い報告制度により、国が医療機関に報告を求めることで全国的に幅広く情報を集積し、専門家が諸外国の情報も含めた科学的知見等に基づいて、ワクチン接種との因果関係を評価・分析し、公表しています。</p> <p>本市としましては、ワクチン接種の副反応で不安や心配のある方が、本市の相談窓口に円滑につながり、必要な支援が行えるよう、今後も医療機関を始めとした関係機関と連携し丁寧に対応します。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	文化観光局
件 名	堺環濠都市北部地区について		
<p>第1項（観光部観光推進課）</p> <p>本市は、古いまちなみが残る堺環濠エリアを鉄炮鍛冶屋敷など歴史文化資源が集積する観光誘客の重点エリアと位置付けています。</p> <p>ご指摘の「堺観光ガイドブック」については、改訂作業を進めており、鉄炮鍛冶屋敷や文化財、伝統産業事業者等の情報を記載し、観光誘客やエリア周遊につながるものにします。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	建築都市局
件 名	堺環濠都市北部地区について		
<p>第2項、第3項（都市計画部都市計画課・都市景観室）</p> <p>立地適正化計画は、人口減少下においても持続可能な都市をめざし、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方にに基づき、居住機能や都市機能の誘導により集約型都市構造の形成に向けた取組を進めるものです。具体的には、人口密度を維持することにより生活サービスや地域コミュニティの維持・確保を図る区域として居住誘導区域を定め、また、居住誘導区域内に都市機能誘導区域を定めることにより、医療・福祉・子育て支援・商業等の機能を誘導施設として集約化し、これら各種サービスの効率的な提供を図るものです。</p> <p>また、堺市都市計画マスタープランにおいては、都心に環濠エリア北部を含んでおり、都心における拠点整備の方針として環濠エリアでの施策を位置づけていることから、本計画（案）においても、「○環濠エリアにおいては、環濠の水辺を活かした魅力創造を図ります。また、歴史的な建造物やまちなみの保全・形成を図ります。」を都心での誘導施策として記載しています。</p> <p>なお、環濠エリア北部地区では、地域に残る町家などの歴史文化資源を活かし、堺の魅力向上に資する取組として、町家の外観修景に要する経費の一部を補助する「まちなみ修景補助制度」などにより、まちなみの保全・形成を図っています。</p> <p>今後も当地区における歴史的なまちなみを活用した魅力の創出に向けて、地域住民のご意見も聴きながら、関係部局と連携して取り組みます。</p>			

番 号	陳情第10号	所管局	建設局
件 名	西除川周辺整備について		
<p>第1項（土木部路政課）</p> <p>西除川沿岸の植樹の整備について、改進橋北側の市道南余部北野田101号線、市道北野田102号線、市道北野田103号線の3路線は、植樹帯を含む自転車・歩行者専用道路として整備し、供用していますので、ご利用下さい。</p> <p>また、未整備区間については、今後も大阪府や近隣住民等と協議・調整を行います。</p> <p>第2項（土木部北部地域整備事務所）</p> <p>西除川沿岸の遊歩道等の整備について、美原町との合併以降、幸橋から新境橋間において河川管理を行う大阪府等と協議・調整を行いながら、歩道や樹木、公園等の整備を段階的に進め、現在は改進橋から光風橋の左岸（約250m区間）において通行空間としての歩道の整備工事を進めています。</p> <p>なお、大阪府において河川改修事業が進められている区間（改進橋以南）を含む未整備の区間については、今後も大阪府や近隣住民等と協議・調整を行います。</p>			

番 号	陳情第11号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第1項（交通部公共交通担当）</p> <p>バスや鉄道など大量輸送を担う公共交通において、様々な利用者の希望するすべての目的地に応じて、バス路線を設定することは困難であり、目的地まで既存路線を乗り継いでご利用いただくことにより、それぞれの路線を維持・確保している現状です。</p> <p>また、現在、人口減少に伴う通勤・通学利用の減少や運転手不足の恒常化に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う働き方や人の行動変容など新しい生活スタイルにより、バス事業者の経営環境はさらに厳しい状況です。</p> <p>城山台回り泉ヶ丘行きのバス路線を、南区役所近くを経由する路線とすることについては、引き続き当該地域を運行している南海バス株式会社に伝えます。</p> <p>第2項（交通部公共交通担当）</p> <p>公共交通は市民等の多くの方に利用していただくことにより、路線の維持・確保、ひいては交通事業者によるサービス向上にもつながるものと考えており、本市では、すべての人が利用しやすいノンステップバス及びバスロケーションシステムの導入や、おでかけ応援制度の実施などの公共交通の利便性向上や利用促進に事業者とともに取り組んでいます。</p> <p>多様な市民の移動ニーズに対応するためには、鉄軌道、バス、タクシーなどの既存公共交通だけでなく、多様な交通手段を活用し、既存公共交通との適切な役割分担と連携により地域に応じたサービスの持続可能な提供を確保する必要があると考えており、国、交通事業者、住民その他の関係者との連携、協働のもと必要な取組を進めます。</p> <p>第3項（交通部公共交通担当）</p> <p>本市では、以前、各区内を周回する「ふれあいバス」と「みはらふれあい号」を市の負担により運行していましたが、路線バスとの重複が多く、利用が低調であったことなどから、平成25年6月末日をもって廃止した経緯があります。</p> <p>第4項（交通部公共交通担当）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課）</p> <p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において65歳以上の堺市民の方を対象に1乗車100円でご利用できる制度です。</p> <p>本市としては、今後とも庁内及び事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努め、高齢者の社会参加及び健康増進を推進します。</p>			

番 号	陳情第12号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第1項（交通部公共交通担当）</p> <p>バスや鉄道など大量輸送を担う公共交通において、様々な利用者の希望するすべての目的地に応じて、バス路線を設定することは困難であり、目的地まで既存路線を乗り継いでご利用いただくことにより、それぞれの路線を維持・確保しています。</p> <p>また、現在、人口減少に伴う通勤・通学利用の減少や運転手不足の恒常化に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う働き方や人の行動変容など新しい生活スタイルにより、バス事業者の経営環境はさらに厳しい状況にあります。</p> <p>泉ヶ丘から鳳駅へのバス路線の新設については、引き続き当該地域を運行している南海バス株式会社に伝えます。</p> <p>なお、多様な市民の移動ニーズに対応するためには、鉄軌道、バス、タクシーなどの既存公共交通だけでなく、多様な交通手段を活用し、既存公共交通との適切な役割分担と連携により地域に応じたサービスの持続可能な提供を確保する必要があると考えており、国、交通事業者、住民その他の関係者との連携、協働のもと必要な取組を進めます。</p> <p>第2項（交通部公共交通担当）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害施策推進課・生活福祉部地域共生推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課・子ども育成課）</p> <p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において65歳以上の堺市民の方を対象に1乗車100円でご利用できる制度であり、制度趣旨に鑑み、子ども、障害者、妊婦及び生活困窮者は対象としていません。</p> <p>本市としては、今後とも庁内及び事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努め、高齢者の社会参加及び健康増進を推進します。</p> <p>第3項（交通部公共交通担当）</p> <p>おでかけ応援バスは、バス利用にかかる通常運賃について「おでかけ応援カード」を提示することにより1乗車100円でご利用できる制度であり、バスの乗り継ぎに関してはバス事業者の乗り継ぎ制度を前提としています。</p> <p>南海バス株式会社においては、「バス乗り継ぎ制度については、元来1つの系統であったものを事業計画変更時に分割した際に、利用者の負担が増えないように導入したもので、当該制度が残っている以外の路線に仮に導入したとしても、減収分を補う原資が無く営業収支の悪化が見込まれるため、検討はいたしかねます。」とのことでした。</p> <p>本市としては、今後とも事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。</p>			

番 号	陳情第13号	所管局	建設局
件 名	公園について		
<p>第1項（公園緑地部公園緑地整備課）</p> <p>当該公園は、昭和40年7月29日に都市計画決定された地区公園で、平成27年度に公園整備を行い、一部区域を開設しております。今後も、地域の課題解決を図りながら、公園区域の拡張も踏まえ、公園整備に取り組みます。</p> <p>第2項（公園緑地部公園緑地整備課）</p> <p>事業を進める際には、いただいた意見を含め、可能な限り公園利用者の利便性向上を図りながら、公園整備に取り組みます。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>指導員の追加配置については、ルームの状況を熟知している運営事業者が、本市に申請し、配置するものとしています。</p> <p>ただし、現在、運営事業者による指導員確保が困難な実情を踏まえ、配置を義務付けることは困難と考えています。</p> <p>第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>人口減少・高齢化に伴い、15歳から64歳の生産年齢人口が減少する中、放課後児童対策等事業に限らず、企業における人手不足が顕在化しています。今後、更なる労働力不足の深刻化が懸念されていることから、人材確保のため、適正な労働環境は確保されるべきと考えています。</p> <p>このことから、委託業務の発注に当たり、契約書等に労働関係法令を列挙し、運営事業者に対してこれらを遵守することと併せ、適正な労務管理など使用者としての責任を求めています。</p> <p>一方、本事業は委託業務として実施していることから、運営事業者が雇用する指導員の雇用条件等については、受託した運営事業者の裁量事項であるため、指導員の勤務実態を調査し、改善を求める権限は本市にありません。</p> <p>第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>優秀な指導員の確保や育成は、事業を適正に運営するために重要であると認識しています。</p> <p>常勤職員配置の改善と同様、人材確保策として、令和6年度当初予算案に国の放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）の実施に要する費用を計上しています。引き続き指導員のモチベーション向上につながるよう、有効な方策を検討します。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>経年劣化等に伴う施設の更新については、本市職員によるルーム巡回時の現場確認等を行い、計画的な環境整備に努めています。</p> <p>また、ご指摘の榎・三国丘・百舌鳥小学校の「児童数と組織数、専用教室、共用教室の数と使用状況」は、令和5年5月1日時点で以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・榎小学校のびのびルーム 児童数229人 支援の単位数6 専用教室数2教室 共用教室数6教室分 使用状況（利用者数）187人 ・三国丘小学校のびのびルーム 児童数216人 支援の単位数6 専用教室数2教室 共用教室数4.5教室分 使用状況（利用者数）170人 ・百舌鳥小学校のびのびルーム 児童数208人 支援の単位数6 専用教室数2教室 共用教室数4教室分 使用状況（利用者数）178人 <p>国は自治体に対し、「学校教育に支障が生じない範囲で、余裕教室の活用に加えて、学校内の特別教室や学校図書館等のタイムシェアや体育館や校庭等の有効活用」を促しています。本市においても、視察したルームを含め学校施設の積極的な活用を基本とし、利用児童の多いルームであっても国の基準を満たしています。また、視察については、適宜実施します。</p> <p>第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>指導員の研修参加に係る報告について、令和6年度から報告内容を見直す方向です。なお、賃金については、運営事業者が労働基準法や最低賃金法など関係法令遵守の上で支給するもので、それ以上の調査を実施する必要性はないと考えており、賃金保証の有無について研修参加に係る報告に加える予定はありません。</p> <p>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>令和5年9月実施の利用者アンケートにおいては、ルームの利用に関する評価について、85%以上の保護者が「満足」及び「おおむね満足」と回答しており、円滑に事業運営できているものと判断しています。アンケート結果には、個々の運営事業者に関する内容が含まれており、また、運営事業者に速やかに提供することが望ましいという趣旨から、全運営事業者が会する連絡調整会議ではなく、メールにより各運営事業者と必要事項について共有しています。また、事業内容をより向上させるために、運営事業者に提出を求めている事業の自己評価シートについて、令和6年度からは年2回に増やし、アンケート結果と比較することにより評価・改善に活かします。</p> <p>なお、のびのびルームの運営は、仕様書及び運営事業者の提案内容に基づき実施しており、本市として、運営協議会の設置は予定していません。</p>			

令和6年 第1回市議会(定例会)陳情回答綴

令和6年3月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-23-0023

